

第6号議案

平成28年2月21日

倉橋部町グリーンファーム規約の一部変更について（案）

現 行	変更後
（役員の定義） 第17条 組合には次の役員を置く。 ⑥ 営農部担当役員 <u>2名</u> （役員の選任） 第18条 2 役員選考委員会は、現行の部長理事3名、監事1名、組合員2名を以て構成する。 （財務会計・収支計画の作成及び承認） <u>第35条</u> （規約の改廃） <u>第36条</u>	（役員の定義） 第17条 組合には次の役員を置く。 ⑥ 営農部担当役員 <u>2名以内</u> （役員の選任） 第18条 2 役員選考委員会は、<u>代表理事組合長</u>、現行の部長理事3名、監事1名、組合員2名を以て構成する。 （役員の任期） <u>第35条</u> <u>役員（理事・監事）の任期は、選任後2年間とする。</u> （財務会計・収支計画の作成及び承認） <u>第36条</u> （規約の改廃） <u>第37条</u>

附則 この規約は、平成28年 月 日から改正実施する。